

イギリスの地方選挙についての一考察（1）

—低い投票率と多い無投票当選とその背景を中心に—

中 村 宏

- 1 この考察のテーマ
- 2 地方政府
- 3 地方議会 (以上本号)
- 4 地方議員
- 5 政党の地方組織
- 6 地方選挙制度
- 7 立候補者
- 8 選挙運動
- 9 投票に関する制度
- 10 投票行動
- 11 中間的結論

1 この考察のテーマ

(1) 日本の政治改革との関連から

現在、日本では、政治改革、選挙制度改革が大きな関心事となっている。中選挙区制が金のかかる政治の原因であるという主張が、議論の一つの出発点となっている。こうした主張は、論理上、地方選挙での大選挙区制の見直しへと進むことが考えられる⁽¹⁾。

政治改革論議の中で、イギリスの金のかからない選挙は、周知のように、一つの理想とされてきている⁽²⁾。しかし、この金のかからない選挙が、どのような政治をもたらしたのか、また、政治腐敗そのものを一掃したのか

は、問われるべき問題であると思う⁽³⁾。また、イギリスの選挙と言うとき、それは、もっぱら下院議員選挙を指しており、地方選挙を含めてのイギリスの選挙全体を捉えての議論になっていないと思う⁽⁴⁾。イギリスの地方選挙は、多くの問題をかかえており、一つの理想の選挙であるかどうかは疑わしい。投票率は低く、無投票当選が多い。多くの議会が、いわゆるハング・カウンシル hung council になっている。こうした地方選挙を含めてイギリスの選挙の全体像が理解されることが、現在の日本にとって必要なことであると思う。

この論稿は、十分な資料と現地調査に基づかない準備的なものである。来年の9月から1年間のイギリスでの研究が予定されているので、その後に本格的なものを公刊したい。しかし、現在の政治改革論議に一石を投じることに意味があると思い、あえて、公表することにした。

(2) 低い投票率と多い無投票当選

イギリスの下院議員選挙の投票率は、75%前後であるが⁽⁵⁾、地方選挙の投票率は40%程度のものである⁽⁶⁾。1979年5月の地方選挙では、75%に達したが、これは、下院議員選挙との同日選挙として行われたためである。つまり、地方選挙の投票率は、下院選挙の半分ほどでしかない。さらに、無投票当選が、2割以上にのぼっている⁽⁷⁾。したがって、地方選挙で実際に投票するのは、有権者の1/3ほどということになる⁽⁸⁾。

(3) イギリスでの議論

イギリスの政治学のテキストが地方政府についての記述に割いているページ数は、5%程度のものである。それも、主に、地方政府の権限や中央政府との関連についてであり、地方選挙への言及はほとんどない。選挙そのものには独立した章を設けかなりのページを割いているが、それは全て下院の選挙についてである⁽⁹⁾。また、選挙を研究した著作は、膨大な量にのぼるが、全て下院議員選挙についてのものである。イギリスの学会での

イギリス地方選挙についての一考察

地方選挙への関心は低い。

イギリスの学会や政界で、小選挙区制への批判はあり、自由民主党が比例代表制の導入を主張している。しかし、改革のターゲットは、下院選挙であり、地方選挙——小選挙区制で行われている、註細6節——の改革は、ほとんど取り上げられていない⁽¹⁰⁾。しかし、選挙が国民の政治参加を保障するための制度であるとすれば、地方選挙を含めての、調査研究と改革が必要ではないかと思う。

(4) イギリスの学会での、地方選挙での低い投票率と多い無投票当選の原因についての議論

この「低調な選挙参加」(以下、地方選挙での低い投票率と多い無投票を合せて、「低調な選挙参加」と表現する。)が、イギリスの学会での地方選挙についての主要な関心となっている。この「低調な選挙参加」の原因として以下のようなことが挙げられている⁽¹¹⁾。

- (1) 各選挙区あるいは地方自治体の有権者ないし人口が多い。
- (2) コミュニティ意識の欠如、各地方自治体の規模と境界に問題がある。
- (3) 有権者の社会的、人口統計学的構成⁽¹²⁾
- (4) 小選挙区制
- (5) 無風選挙が多い
- (6) 中央政府の優位、各地方政府の権限が小さい
- (7) 地方政府が二層制（日本の県と市の二層制に近い）をとっている。
- (8) 選挙過剰、毎年のように選挙がある。
- (9) イギリス人の政治的無関心、エリートの支配を受けいれる「恭順の文化」の定着。
- (10) 地方議員の低い報酬、「不十分な資質」
- (11) 歴史的背景、一般の人々（労働者階級）の参加の意欲をそぐような仕組が長く続いている。

- (12) 地方選挙は無意味であり、地方政府に行政はあるが政治（政策決定）はないという定着した意識。
- (13) メディアの取扱い、地方選挙は、国政か下院選挙のバロメータとしてのみ取り上げられる。

こうした議論が、どれだけ説得力をもつかを、2節以下の本論のなかで検討していきたい。検討に当っては、主に、下院議員選挙や日本の地方選挙との比較を意識していきたい。この考察が、イギリスの選挙と政治について、別の側面を明らかにすることにつながれば幸いである。

<註>

- (1) 政治改革を提唱する以下の著作も地方選挙への言及はない。白鳥令編『政治改革』リバティ書房、1989。浅野一郎編著『解説政治改革』ぎょうせい、1990。高橋祥起『政治改革』芦書房、1992。ニュー・グランド・デザイン・研究会編『政治改革宣言』亜紀書房、1993。一般に指摘されているように、金のかかる日本の選挙の原点は、地方選挙にある。
- (2) 典型的なものとしては、犬童一男、河合秀和、高坂正堯、NHK取材班『かくして政治はよみがえった、英國議会・政治腐敗防止の軌跡』日本放送出版協会、1989年。
- (3) イギリスの金のかからない選挙は三つの要素から成立っていると思う。
[1] ボランティアとしての議員活動。[2] ボランティアによる選挙運動。[3] 小選挙区制。[1]は、ミドル・クラースと労働者組織のリーダーのみが、議員（統治エリート）になることを可能にし、[2]と[3]とは、エスタブリッシュメントの外から、「成り上がり者」や「ラディカル」が、議員になることを困難にしている。これらの要素が、政党寡頭制や党内寡頭制をもたらし、エスタブリッシュメント（労働者組織のリーダーを含む）による秩序だった大衆統治を可能にしてきたのではないかと思う。これは、稿を改めるべき問題であり、ここでは問題意識を記すにとどめたい。
- 金のかからない選挙が政治腐敗そのものを一掃しなかったことについては前掲、『かくして政治はよみがえった』も指摘している。p. 106, p. 170, p. 190などを参照。
- (4) 三好陽「イギリスの政治改革」（藤本一美編著『世界の政治改革』東信堂1992）も地方選挙への言及はない。

イギリス地方選挙についての一考察

(5) 戦後の下院議員選挙での投票率は下記のとおりである。

1945 72.7	1950 84.0	1951 82.5	1955 76.7	1959 78.8
1964 77.1	1966 75.8	1970 72.0	1974.2 78.7	1974.10 72.8
1979 76.0	1983 72.7	1987 75.3	1992 77.7	

(6) Tony Byrne は「(地方選挙の) 統計上最も顕著で明らかに一貫した特徴は、その低い投票率であり、おおよそ 40% である。」と述べている。
Tony Byrne, Local Government in Britain, Penguin Book, fourth edition, 1986, p. 98.

また、John Kingdom は、「地方選挙について最もしばしば議論となるのは、その低い投票率であり、40% は、比較的よい方である。」と述べている。John Kingdom, Local Government and Politics in Britain, Philip Allan, 1991, p. 97.

Byrne の前掲書は、400 頁の著作であり、地方政府についての最も抱括的な研究であると思う。Kingdom の前掲書は、Byrne の研究をベースとして、その後の状況とデータを踏まえたものである。私の論稿は、この二人の研究をベースにしている。

地方選挙についてのデータは膨大な量に上り、二人も、完全なデータにもとづいて 40% という数字を算出しているのではないようであるが、40% 前後と考えて問題はないと思う。なお、テキストの中でも「地方選挙の投票率はおおよそ 40% である。」とされている。Anthorony Birch, The British System of Government, Unwin Hyman, 1990, p. 206.

地方政府の構造（3 節）や地方選挙制度（6 節）の説明をおえた後で、手許に整理できている範囲で、投票率についてのデータ等を示したい。

なお、村議会（Rural District Council — 現在は廃止になっている）議員選挙さえも、投票率は、50% 以下であり、戦後をとおして、時期による差や、県、市町村での差は小さく、大旨 30% から 50% の間にある。

(7) Byrne は、全体として、無投票当選は、おおよそ 20% である、としている。Byrne, op. cit. pp. 100, 102-3, 123. 無投票当選の割合については、選挙の種類や時期でかなりの差がみられる。都市部では少いが、前述の村議員選挙では、約 70% が無投票当選であった。Ibid., p. 317.

なお、下院議員選挙での無投票は第 2 次大戦後はみられないが、戦前はか

なりあり、19世紀では半数以上に達している総選挙もある。

1852 255／654	1857 328／654
1859 379／654	1865 303／658
1868 212／658	1874 187／652
1880 109／652	1885 43／670
1886 224／670	1892 63／670
1895 189／670	

F. W. S. Craig, *British Electoral Facts 1832-1987*. Parliamentary Research Services, 1989.

- (8) Byrne は、R. Rose に依拠して (*Politics in England*, Faber, 1984.) 地方選挙での投票した人々を 17,000,000 人、有権者の 42% と算出している。Byrne, op. cit., Appendix 11.
- (9) Birch, op. cit. 地方政府については、総ページ 286 のうち 15, 15／286. B. Coxall and L. Robin, *Contemporary British Politics*, 25／562. J. Dearlove and P. Saunders, *Introduction to British Politics*, (second ed.) 38／565. B. Johnes, A. Grey, D. Kavanagh, M. Moran, P. Norton, A. Selden, *Politics UK*, 27／609. J. Kingdom, *Government & Politics in Britain*, 36／651. 以上のようなところである。
- (10) 近年のイギリスでの選挙制度(下院の)改革についての議論については、三好、前掲論文、pp. 71-75. や、Bill Johnes, 'Reforming the Electoral System,' (Bill Johnes ed., *Political Issues in Britain Today*, Manchester University Press, 1989.) などから知ることができるが、地方選挙制度の改革についての議論はみられない。
政党レベルでは、1979 年の総選挙から自由党（現在の自由民主党につながる）が、下院に併せて地方選挙への比例代表制の導入を提唱している。F. W. S. Craig (ed.) *British General Election Manifestos 1959-1987*, Parliamentary Research Services, 1990, pp. 308, 409, 480.
- (11) ここでのイギリスの学会での議論の整理は、Byrne の整理に依拠している。Cf. Byrne, op. cit., pp. 96-104. また cf. Kingdom, op. cit., pp. 96-105.
- (12) この「低調な選挙参加」の原因についての議論は、どのような選挙区で特に低いかという議論と重なっている。労働者階級の多い選挙区ほど低いであるが、それはまたフランスなどと比べた場合、イギリスの地方選挙の投

イギリス地方選挙についての一考察

投票率が低いことの説明になっている。ただし、それは、下院選挙との差を説明はしていない。この点については、10節で再論したい。

2 地方政府

この節では、地方選挙の考察に必要な範囲で地方政府について考察する。

(1) 地方政府の構造

現行制度 多くの地域が、日本の県——市町村に当るような、二層制をとっている。ロンドンなどの大都市圏域やスコットランドの島、北アイルランドは一層である。地方自治体の総数は約 500。なお、この論稿は、主にイングランドとウェールズを対象とし、可能な範囲でスコットランドに言及する。北アイルランドは基本的に考察の範囲外とする。詳しくは、表(1)を見てほしい。なお、大都市部を除く多くの地域に、日本では教区として知られている、第3層目の地方組織がある。その数は約 12,000 である⁽¹⁾。しかし、その権限は極めて小さい。この論稿での地方政府は、二層目までを指すものとする。

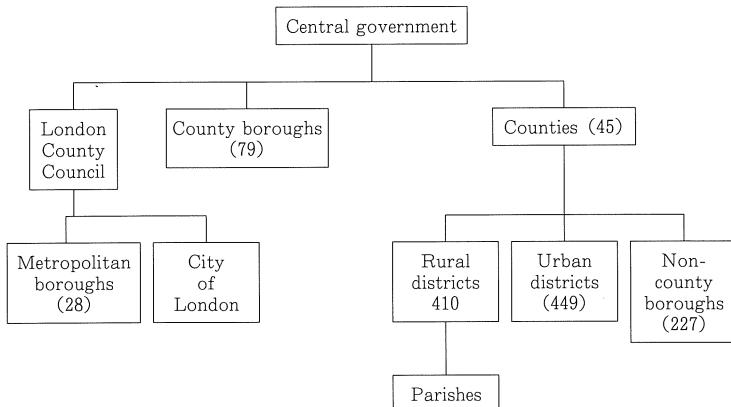
表(1) イギリスの地方政府の構造

			Total
England	(Greater London area 1)	Borough Councils 32	32
	(Metropolitan area 6)	City Councils 1	1
		District Councils 36	36
	Shire County Councils 39	District Councils 296	335
Wales	Shire County Councils 8	District Councils 37	45
Scotland	Regional Councils 9	District Councils 53	62
		Isle Councils 3	3
Northern Ireland	Regional Councils 9	—————	9
Total	65	458	523

Kingdom, op. cit., p. 81 の Figure 5.6 にもとづき、England の地方政府の数はより新しいデータであると思われる CRAIR REPORT 047 (May 1992) 「英国の地方団体の機能と行政」(自治体国際化協会) p. 7 にしたがって修正した。

以前の制度 1986年に、Greater Londonと6つのmetropolitan countiesが廃止⁽²⁾されるまでは、これらの地域も、二層制をとっていた。1974年までは、19世紀末以来の伝統的な地方政府構造（図(1)参照）を保ってきた。

図(1) 1974年以前の地方政府の構造



（各地方政府の数は時期によって異なる。）

出典 Kingdom, op. cit., p. 73.

改革の動向 現在、ロンドンと大都市圏に統いて、全ての地域を一層制にする方向で改革が進んでいる。つまり、shire countyとスコットランドのregionが、（その地方政府と議会とが）、近く廃止になる可能性が強い。

地方選挙との関連 イギリスでは二層制であることに「低調な選挙参加」の原因を求める議論がある。しかし、伝統的に一層制をとってきた従来のcounty boroughの選挙でも投票率は、40%程度のものであった。二層制をとる地域で、二層目の基礎自治体——現行のdistrictの方が投票率が高い、ということもない。日本との比較で考えても、二層制であることが「低調な選挙参加」につながるとは考えにくい。いずれにせよ、一層制移行後の選挙が、この議論にある程度の決着をつけることになるだろう。

イギリス地方選挙についての一考察

(2) 地方自治体の人口

現行 各自治体の人口は、下のようなところである⁽³⁾。なお、地方議員の総数は約 25,000 人。

ロンドンの borough (区)	平均 211,000 人
大都市圏の district (市)	平均 309,300 人
イングランドの shire county (県) (県) の district (市)	平均 764,000 人 20 万人以上の市 7 5 万～20 万未満 275 5 万未満 14

ロンドンは 1990 年、他は 1989 年の数字である。

1974 年以前 74 年の地方政府再編成以前では、自治体の総数が約 1,900、地方議員の総数は、約 46,000 人である。

地方選挙との関連 地方自治体の人口の多さに「低調な選挙参加」の原因を求める議論がある。確かに、フランスのコミューンなどに比べれば、はるかに規模が大きい。しかし、74 年の再編成以前でも、投票率は 40% 程度であったのであり、前述のように村 (rural district) の選挙では無投票は 70% に達していた。また、日本との比較で考えると、自治体の規模が特に大きいとは言えない。

(3) 地方政府の権限

原則 地方政府は、法律によって設置され、法律によって認められた範囲でのみ権限を行使できる。つまり、権限外の法理 ultra vires によって、中央政府から強い制約を受けている。イギリスの「地方自治」は、日本では、「地方自治の模範」として理想化されすぎている。とはいえ、選挙によって選ばれた代表を持つ公的組織としては、唯一、中央政府に並存し対抗するものである。

歴史的推移 むしろ 19 世紀後半がイギリスの地方政府の黄金時代であったといえるだろう。それは「自治体社会主義」といった言葉として残っ

ている。

第2次大戦後、労働党政の福祉国家建設の下で、中央集権化が進められ、地方政府の権限が削減されていく⁽⁴⁾。また、コンセンサス・ポリティックスの下で、地方政治は、単なる行政として捉えられるようになり、地方政府（議会）の存在意識が薄れていったと言われる。

その後、サッチャー政権下で、地方政府が再編され、その権限が大幅に削減されたことは、周知のところである⁽⁵⁾。

地方政府の力量 地方政府の常勤行政職員数の合計は、約130万人（1984年度）⁽⁶⁾。学歴構成としては、従来は、高校（grammar school）卒が多くかったが、次第に大学卒が増えている。

地方政府の支出総額は、公的支出全体の1/3から1/4、自主財源も1/3から1/4、近年いずれも減少しつつある⁽⁷⁾。ただし、地方政府の行財政そのものは、筆者の研究範囲を超えるものである。

中央地方関係 1960年代には地方政府を中央政府のパートナーとして捉える見方もあったが、現在は、中央政府に従属するものとして捉えるのが一般的である⁽⁸⁾。しかし、日本の地方自治体に比べて、イギリスの地方政府の力が弱く、中央政府により従属してきた、ということはないようと思われる。

地方選挙との関連 イギリスでは、地方政府の権限の小ささに、「低調な選挙参加」の原因を求める議論が有力である。合理的に考えると、地方政府の権限は中央政府の半分もないのだから、選挙参加も半分というのが当たり前かもしれない。しかし、中央政府よりはずっと身近で自分達でコントロールできるという意識が地域住民にあれば、参加意欲が高まてもよさそうに思える。また、日本との比較から考える限り、権限の小ささが当然に投票率を低下させるとも思えない。もっとも、村の選挙の方が衆議院選挙よりも高くなる日本の方がenigmaticなのかもしれないが。

<註>

- (1) Kingdomによれば、イングランドの第3層目の地方組織は parish と呼ばれその数は約 10,000。ウェールズでは、community と呼ばれその数は約 900。Kingdom, op. cit., p. 285。スコットランドでは、community と呼ばれ、その数は少くとも 1,000 (この数字は、Byrne, op. cit., p. 80)。前掲 CRAIR REPORT 047 は、イングランドの parish の数を 10,300 としている。
- (2) Greater London Council と Metropolitan County Councils の廃止についての日本語文献としては、木寺久、内貫滋『サッチャー首相の英国地方制度革命』ぎょうせい、1989。宇都宮深志「サッチャー政権と地方制度改革」(宇都宮深志編『サッチャー改革の理念と実践』三嶺書房、1990.)などがある。なお、イギリスでの研究についての言及は、地方選挙の分析に直接関係するものにとどめ、日本での研究についてはより広く言及していくたい。
- (3) 前掲 CRAIR REPORT 047 別表 4 による。
- (4) イギリスの地方選挙を考える場合、戦後の労働党政権が中央集権化を進めたことは重要な事実であると思う。(この点についての簡潔な記述としては Byrne, op. cit., p. 18) 労働党的イデオロギーの根底に流れる、エリート主義的で国家社会主義的な傾向は、筆者が從来から強く感じているところである。中村宏『福祉国家と社会主义——イギリスにおける不均等分布の固定化傾向とフェビアン主義——』法律文化社、1985。筆者が指摘したいのは、保守党も労働党もともに地方自治には negative であったということであり、このことが「低調な選挙参加」の政党政治レベルでの重要な要因ではないかと思う。
- (5) サッチャー政権による「地方自治破壊」については、『月刊・自治研』(1988. 9) 特集「地方自治の母国はいま」など多くの論稿がある。
- (6) この数字は、Byrne, op. cit., p. 169. による。ただし、教員 61 万人、警察 18 万、消防 5 万、裁判所 2 万などを合わせると 227 万人になる。
- (7) イギリスの地方財政については、高橋誠『現代イギリス地方行財政論』有斐閣、1988。武川正吾「イギリスの社会政策における政府間関係——1980 年代におけるその変貌——」(社会保障研究所編『福祉国家の政府間関係』東大出版、1992.) なお、武川氏は、「地方政府が行うことに対して中央政府が介入する余地はわが国に比べれば少ない。このためイギリスは久しく『地方自治の故郷』と呼ばれ、中央政府に対する自律制の強い国であった。」(同上, p. 84.) としている。しかし、イギリスでは、地方政府には独自の権限で決

定できることがあまりないから、人々は地方選挙には無関心である、という見方が一般的である。

(8) Kingdom は次のように整理している。W. A. Robson のように、地方政府は中央政府の決定を執行する agent に過ぎないとする論者もいるが、それは一面的である。しかし、1960 年代にみられたように両者の関係を harmonious partnership として捉える見方も一面的である。地方政府は、ある程度の、したがってある程度においてのみ、裁量の余地を認められた、steward である。両者の関係は、従属的な政府間関係である。以上のようにである。

3 地方議会

(1) 基本的特色

イギリスの地方政府は、日本と違って公選制の首長をもたない。地方議会⁽¹⁾が政策を決定し執行する。この意味で、地方議会は、議院内閣制的な仕組をとっている。

(2) 仕組

制度上は、全議員による、Full Council が最高機関である。この Full Council の議長が、地方政府の代表者である。議長は Mayor などの呼称でも呼ばれている。しかし、議長は、中立的立場をとらねばならず、任期も一年のところが多く、むしろ象徴的な存在である。実質的には、council leader と呼ばれる、多数党のトップ・リーダーが、地方政府の最高実力者である⁽²⁾。

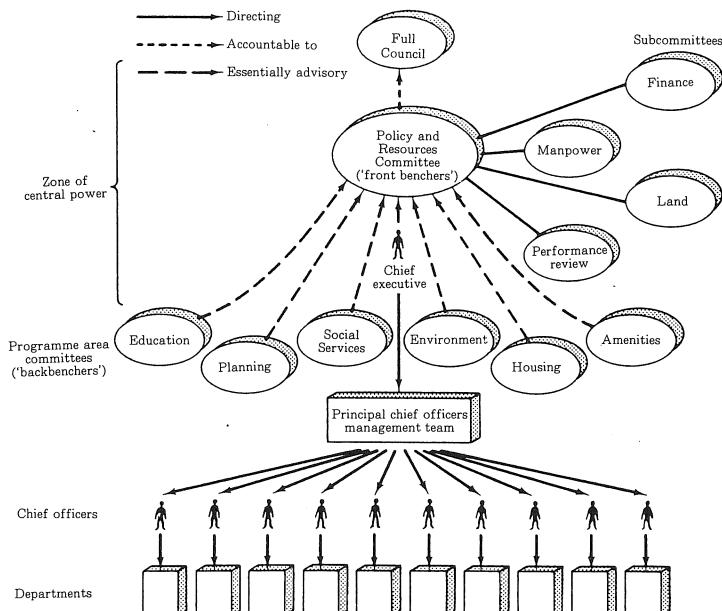
最も重要な委員会として、通例、Policy and Resources Committee が設けられている⁽³⁾。いわば内閣に相当すると言うこともできる。この委員会の下に、各種の委員会があり、さらにその下に sub-committee が設けられていることもある。

伝統的には、各委員が——実質的には、各委員会の長が各行政部局と協

イギリス地方選挙についての一考察

力して——「行政」を決定・執行してきた。しかし、近年は、Policy and Resources Committee に権限が集中し、この委員会所属の幹部議員と幹部職員とによって、「行政」は決定・執行されているという。(図1を参照)

図1 Bains 型の議会の仕組



Kingdom, Government & Politics in Britain, p. 497.

Full Council は、年に 5 回程度で、1回 3 時間くらい、幹部職員が同席し、各委員会の長の報告などが主であるという⁽⁴⁾。委員会のなかには、議員以外の専門家が出席するものもある。委員会の審議時間は、月平均 20 時間程度と思われる⁽⁵⁾。

地方選挙との関連 下院と比べると、地方議会の審議時間は大幅に少く、政策決定・行政の執行において、議員以外の者（幹部職員や専門家）の果たす役割が大きい。下院選挙では、国民に首相を選ぶという意識があるが、地方議会にはそのような仕組みがない。こうしたことが「低調な選挙参加」を招いていると思われる。しかし、日本の首長制の下での地方議会に比べ

れば、イギリスの地方議会の役割は明らかに大きいのであり、日本と比較する限り、イギリスの「低調な選挙参加」は、理解し難いということになる。

(3) 地方議会の政党化

イギリスの地方議会は、CountyとDistrict、地域と時期による差はあるが、基本的に政党化しており、無所属は少い⁽⁶⁾。多くの地方議会が、保守党、労働党、自由民主党の三党によって構成されている⁽⁷⁾。また、地方議会においてcross-votingは例外的であるという⁽⁸⁾。地方政党については5節で再論する。

(4) Hung Council

多くの地方議会が、過半数以上の議席をもつ政党のない、いわゆるhung councilになっている⁽⁹⁾。1993年5月の選挙によって、47のshire countyのうち、28議会が、hung councilになった。だいたい3～4割のdistrict councilが、hung councilになっている⁽¹⁰⁾。最近のhung councilの増加の直接の原因は、自由民主党の進出にある⁽¹¹⁾。こうしたhung councilでは、公式協定による連立政権といった形をとらずに、各党間で協議しながら議会が運営されているのが、通例であるという⁽¹²⁾。

イギリスの地方選挙は、小選挙区制で行われている（6節で再論する）。小選挙区は、一般に、二大政党制をもたらすとか一党優位制をもたらすとか言われている。しかし、イギリスの地方選挙は、多様な形態をもたらしている。多党制（あるいはhung council）や二党制や一党優位制、そして、農村部の一部地域では無所属の優位 non-party systemである⁽¹³⁾。

(5) Quango (Quasi-autonomous non-governmental agencies)

イギリスの地方行政のかなりの部分について、地方政府（地方議会）の統制が及ばない、多くの独立した機関が権限をもっている。教育、輸送、上下水道、病院、警察、都市開発、住宅などかなりの分野に渡っており、

イギリス地方選挙についての一考察

1980年代に入ってその分野は拡大している。こうした Quango の活動は、地方政府（地方議会）の存在意義を小さくしている。それは、「低調な選挙参加」を招く一因となっていると思われる。

<註>

- (1) この論稿での地方議会は、2節で述べた、一層目と二層目の地方政府の議会を指すものとする。三層目の地方組織（2節の註1を参照）も、その7～8割が議会を持つようである。イングランドでは、parish council またはtown council と呼ばれ、ウェールズとスコットランドでは、community council と呼ばれる。これらは、総称して、local council と呼ばれる。このlocal council の議員は、4年に一度、地域住民によって選挙される。人口の少いところは議会をもたず住民の集会がもたれることになっている。Cf. Byrne, op. cit., pp. 285-288. なお都市部にみられるneighbourhood council については、cf. ibid., pp. 288-291.
- (2) 下院議員選挙では、有権者は、間接的にではあるが首相を選んでいるという意識であり、それが選挙への関心を高めていると言われる。これに対して、地方議会の議長は、首相に当るようなものではなく、議長の名前を知っている地域住民は3割程度のものだという。Cf. Byrne, op. cit., Appendix 11. しかし council leader は、いわば舞台裏の主役であって、選挙への関心を高めるような存在ではないと思われる。
- (3) Alan Alexander は、ほとんど全ての地方政府が Bain Report が提唱した Policy and Resources Committee かそれに相当する委員会を設けたとする、Hinings 等の、調査結果を批判的に検討した上で、多くの地方政府がそうした委員会を設けていると結論づけている。A. Alexander, Local Government in Britain since Reorganization, George Allen & Unwin, 1982, p. 71. Cf. C. R. Hinings, et al., 'Contingency theory and the organization of local authorities : part I, *Public Administration*, vol. 53.
- (4) Cf. Byrne, op. cit., p. 147.
- (5) 地方議員の会議（Full Council と Committee）出席時間が、月平均21時間ということなので——この点は4節で再論する——計算上そうなる。
- (6) 1993年5月の47のshire counties の選挙では、無所属Independent は全当選者3,492人のうち208人（6.0%）である。

阿部四郎と J. A. A. ストックワインは、各年次の Municipal Year Book にもとづいて、イングランドとウェールズの無所属議員を以下のように算出している。(単位%)

Shire Counties

1980	1981	1982	1983	1984	1985
11.8	9.2	9.0	8.8	8.7	5.5

Shire County に属する Districts

1980	1981	1982	1983	1984	1985
16.1	15.4	15.2	13.4	13.0	13.0

Metropolitan Districts

1980	1981	1982	1983	1984	1985
0.9	1.7	0.7	0.7	0.4	0.6

阿部四郎、ストックワイン「日本と英国の地方議員」
〔『リヴィアサン』〕参照。

スコットランドについては、D. Butler and G. Butler (ed.), British Political Facts 1900-1985 (Macmillan, 1986), p. 445. にもとづいて 1974 年から 1984 年の間の平均を算出すると次のようになる。

Regions — 16.8%, Districts — 28.1%

(7) 1993 年 5 月の、イングランドで 38, ウェールズで 9, の shire county council の選挙で、労働党、保守党、自由民主党の三党以外の議員が 1 割以上を占めたのは、イングランドでは 1 議会のみ、ウェールズでは 4 議会。

なお、党派別当選者数は下のとおり。(上段は実数、下段は%)

	Lab	Con	LD	Ind	others	Total
England	1,117 37.3	938 31.4	839 28.0	85 2.8	13 0.4	2,992 99.9
Wales	270 54.0	32 6.4	34 6.8	123 24.6	41 8.2	500 100.0

The Times, May 8 1993 から算出。

Lab : Labour Con : Conservative

LD : Liberal Democrat

Ind : Independent

(8) Kingdom は、Widdicombe Report (1986) に依拠して、保守党と労働党的両党の議員は、full council で 90%, committee で 80%, 党の方針にしたがって投票している、述べている。Cf. Byrne, op. cit., p. 113.

(9) hung council となるんで、balanced council, no-party control といった用語も使われている。hung という言葉には negative なニュアンス

イギリス地方選挙についての一考察

があるが、他の言葉はない。なお、過半数の議員が independent である場合には、hung council とよばない用法もある。このように定義すると、hung council の数は少し減ることになる。

- (10) 各議会での hung council の割合は以下のようなところである。(単位%)

Metropolitan Districts					
1980	1982	1983	1984	1986	1987
8.3	13.9	11.1	16.7	22.2	22.2

Shire County Districts					
1980	1982	1983	1984	1986	1987
33.3	34.8	33.3	35.1	39.6	38.4

London Borough, 1982-15.6, 1986-12.5, Kingdom, Government & Politics in Britain, p. 490. から作成。

- (11) 1993 年 5 月の選挙で、自由民主党は前回 (1989) に比べて、364 人当選者を増加させている。

- (12) G. Smyth, Refreshing the Parts : electoral reform and British politics (Lawrence & Wishart, 1992.) は、下院の選挙制度改革を求める論文集である。その一章は、地方議会での hung council を取り上げている。Cf. Steve Leach and Chris Game, 'Local Government : the Decline of One Party Control'. この論文は、hung council が、一つの政党が過半数を持つ議会よりも民主的で開かれた議会でありうるとしている。

- (13) Cf. Kingdom, Local Government in Politics, p. 109. 参照。

[以上]

(付) Oxfordshire County Council の
選挙結果 (1993. 5. 6.)

選挙区	Con	Lab	LD	他	投票率	有権者数
1	31.4	9.1	56.6	2.8	47.2	9373
2	32.2	9.1	58.7	—	48.2	7523
3	39.0	34.1	26.8	—	42.2	6022
4	47.3	23.8	28.9	—	32.0	7977
5	45.8	26.4	27.8	—	33.0	6122
6	21.9	65.1	12.7	—	32.8	5928
7	30.3	53.3	16.3	—	28.7	5249
8	24.4	54.6	21.1	—	34.5	5074
9	12.2	73.7	13.9	—	32.1	5438
10	54.1	—	39.8	5.8	39.4	5232
11	47.7	29.6	22.6	—	30.8	11656
12	49.0	30.4	20.3	—	36.8	3951
13	7.8	83.3	5.4	3.2	24.8	5798
14	55.4	13.5	31.1	—	45.0	5780
15	52.7	19.6	27.8	—	36.5	5602
16	50.5	14.4	28.8	6.0	22.3	8014
17	36.5	—	63.4	—	48.1	5862
18	27.1	35.3	25.0	12.5	53.5	5925
19	49.2	16.1	34.5	—	36.1	5580
20	40.2	59.4	—	—	36.0	5280
21	48.9	14.8	30.9	5.3	41.0	6902
22	55.9	17.8	26.2	—	39.0	6339
23	40.0	45.5	14.3	—	43.7	7257
24	22.6	62.6	14.5	—	32.0	5273
25	43.0	35.5	21.4	—	44.0	5916
26	34.5	65.0	—	—	49.3	5622
27	30.6	17.3	51.8	—	39.8	6831
28	47.8	28.6	23.4	—	39.6	6592
29	39.4	—	55.5	5.1	51.3	6027
30	35.6	11.7	52.3	—	41.2	5502
31	44.0	14.8	41.0	—	43.3	5756
32	35.4	47.8	11.8	5.0	37.8	6366
33	51.4	—	16.3	31.9	36.2	5065
34	54.5	7.2	14.5	23.5	38.6	5933
35	34.6	12.9	48.8	3.5	46.7	7237

イギリス地方選挙についての一考察

選挙区	Con	Lab	LD	他	投票率	有権者数
36	35.3	5.5	55.5	3.6	53.6	4418
37	28.8	54.4	7.7	9.0	42.4	5703
38	32.2	47.9	19.6	—	34.3	5958
39	36.0	47.9	16.1	—	41.7	5208
40	16.5	69.3	9.1	4.8	25.7	5272
41	54.5	15.1	30.3	—	40.5	5123
42	40.7	11.1	43.9	4.2	46.9	5897
43	22.7	61.1	9.2	6.9	39.7	4768
44	31.2	53.9	9.6	5.2	43.3	4883
45	6.6	15.4	39.7	38.0	36.9	5630
46	44.1	21.5	25.8	8.5	42.4	4840
47	13.3	62.0	12.0	12.4	30.8	5659
48	18.9	23.6	46.3	11.2	38.8	5422
49	22.6	52.8	17.0	7.5	35.7	5788
50	15.2	55.0	15.3	14.4	38.8	5202
51	60.0	14.5	25.5	—	38.1	6776
52	37.5	44.8	14.2	3.5	43.0	5605
53	47.7	—	52.0	—	41.4	6598
54	57.3	13.1	29.5	—	42.6	5698
55	12.4	40.0	6.8	40.7	36.2	6699
56	25.3	63.2	7.5	4.1	31.8	4911
57	49.7	30.5	19.6	—	32.4	8111
58	38.5	—	57.0	4.2	47.1	6322
59	41.9	16.1	41.9	—	53.0	5479
60	28.2	15.1	56.4	—	38.1	7214
61	52.1	—	47.6	—	44.9	5444
62	38.8	12.5	48.5	—	43.2	6643
63	30.9	17.7	51.3	—	37.8	5135
64	31.6	52.9	15.4	—	38.2	7075
65	37.3	15.3	42.2	5.2	51.8	4998
66	26.1	57.2	8.9	7.7	35.2	5344
67	41.9	17.8	40.0	—	41.0	5195
68	54.6	20.6	24.7	—	45.4	5722
69	36.9	9.0	54.1	—	51.1	5301
70	41.9	—	58.0	—	50.3	5902

有権者総数 419,947 人
 投票者総数 166,793 人
 無効投票総数 302 票
 投票率 39.79 %

註

- (1) 選挙区は選挙区名のアルファベット順にしたがって配列してある。
- (2) Con=保守党, Lab=労働党, LD=自民党, 他=その他および無所属
- (3) Con, Lab, LD, 他の蘭の数字は、各候補の得票率。
合計が100.0にならないのは別に無効票（最大で16票）があること四捨五入のためである。
- (4) 第59選挙区でConとLDの得票率は同じであるが、LD候補が1票差で当選している。

*このデータの入手に当たっては、オックスフォード大学教授
J. A. A. Stockwin氏の御協力を戴いた。